

# 茨城県報

第 7 1 5 2 号

昭和58年6月20日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

●茨城県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) .....	1
---	---

### 告 示

●生活保護法に基づく医療機関の指定等 (社会福祉課) .....	3
●結核予防法に基づく医療機関の指定等 (保健予防課) .....	4
●ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の指定 (2件) (畜産課) .....	4
●豚等の移入禁止の指定の廃止 ( " ) .....	5
●新規土地改良事業の認可 (農地管理課) .....	5
●換地計画の適当決定 (2件) ( " ) .....	6
●道路の区域変更 (4件) ( " ) .....	6
●堤防と道路との兼用工作物の管理方法についての協議成立 (河川課) .....	8
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市計画課) .....	9
●土地改良区の解散に伴う清算人の就任 (土地改良事務所) .....	10

### 公 告

●県営土地改良事業計画 (3件) (農地管理課) .....	11
●建築許可に関する聴聞 (建築指導課) .....	11
●開発行為の工事完了 (2件) ( " ) .....	11
●道路位置の指定 ( " ) .....	12
●一時保護児童の所持物の保管 (児童相談所) .....	12

### 正 誤

●昭和58年2月24日付け茨城県報号外第39号中 .....	13
--------------------------------	----

## 規 則

### 茨城県規則第32号

茨城県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

### 茨城県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県屋外広告物条例施行規則 (昭和49年茨城県規則第10号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例別表第2」を「条例別表第1」に改める。

第4条中第5項を第6項とし、同条第4項第1号中「面積が0.5平方メートル以下のはり紙及びポスターであつて」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第7条第2項に規定する規則で定める施設又は物件は、次のとおりとする。

- (1) 防 犯 燈
- (2) ベ ン チ
- (3) く ず 入 れ
- (4) 吸い殻入れ

第4条に次の1項を加える。

7 条例第7条第3項第7号に規定する規則で定める広告物等は、財団法人国際科学技術博覧会協会が公共の利益又は公衆の利便のために表示し、又は設置する広告物等とする。

第6条第2号アに次のただし書を加える。

ただし、2以上の事業所、営業所、作業所その他これらに類するもの（以下「事業所等」という。）が集合して設置する場合は、1事業所等増すごとに1平方メートルを加えた面積以下とし、5平方メートルを限度とする。

第6条第2号イに次のただし書を加える。

ただし、5以上の事業所等が集合して設置する場合は、5メートルを限度とする。

第6条第2号ウ中「事業所等1ヶ所につき1個」を「1事業所等につき2個以下」に改め、同号エ中「道路」を「入口標識を設置する路線」に、「場所にある場合に限る」を「場所にあること」に改める。

別表第1はり札の項中「（電柱、街燈柱等及び停留所標識その他これに類するものを除く。）」を削り、同表広告板の項中「（電柱、街燈柱等及び停留所標識その他これに類するものを除く。）」を削り、同表広告幕の項中「（気球を除く。）」を削り、同表照明広告の項中「（電光ニュースに係るものを除く。）」を削り、同表入口標識の項中「事務所、事業所等」を「事業所等」に改め、「のうち一面の面積2平方メートル以下のもの」を削る。

別表第2 4 その他の表入口標識の項中「2平方メートル」の次に「（3以上の事業所等が集合して設置する場合には5平方メートル）」を、「3メートル」の次に「（3以上の事業所等が集合して設置する場合には5メートル）」を加え、「事業所、営業所、作業所、事務所、その他これらに類するもの1カ所」を「1事業所等」に、「事業所、営業所、作業所、その他これに類するもの」を「事業所等」に、「道路」を「入口標識を設置する路線」に、「場所にある場合に限る」を「場所にあること」に改める。

付 則

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

**告 示**

**茨城県告示第969号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定及び廃止した。

昭和58年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指 定

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	指 年 月 日
医 科	032,125,7	荒川沖皮膚科	土浦市荒川沖798-68 ニューメルサビル3 F	菊池 禮子	58.6.7
"	031,004,5	鳥井耳鼻咽喉科 医 院	" 富士崎1-11-13	鳥井 勝久	"
医 科 歯 科	412,044,0 413,025,4	塙 医 院	真壁郡協和町大字桑山 2482	塙 関	58.4.1
歯 科	033,063,5	第二小竹歯科医院	土浦市中央1-1-15	小竹 勝也	58.6.7
"	033,064,3	すどう "	" " 1-15-22	須藤 壽男	"
"	063,030,7	広 瀬 "	下館市下中山582	広瀬 琢真	"
"	063,031,5	医療法人社団開 倫会開倫堂歯科	" 田中丙210 五州ビル3 F	医療法人社団 開 倫 会	"
"	083,025,3	ときわ歯科医院	竜ヶ崎市寺後3995 山栄ビル2 F	久米 清	"
"	173,038,7	アキナ "	取手市大字寺田字原谷 5206 キムラビル2 F	福島 康秀	"
"	323,028,7	清 宮 "	西茨城郡友部町大字平町 字大沢1720-31	清宮 俊秀	"
薬 局	174,017,8	白 山 薬 局	取手市白山6-24-7	入村 フジ子	"

2 廃 止

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	廃 年 月 日
医 科	412,012,7	塙 医 院	真壁郡協和町大字十里 1706	塙 関	58.3.31

## 茨城県告示第970号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき、次の医療機関は、指定を辞退したので公示する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 日 年 月 日
雷神前診療所	水戸市大工町1-1-8	沢 木 信 之	58. 5. 19
日立工機株式会社 勝田診療所	勝田市武田1060	日 立 工 機 株 式 会 社	58. 4. 1
神立中央クリニック	土浦市神立町4562	平 塚 進	58. 4. 12
塙 医 院	真壁郡協和町大字桑山2482	塙 関	58. 4. 1
稲 敷 〃	稲敷郡江戸崎町佐倉3354	加 久 信 一	〃
波崎クリニック	鹿島郡波崎町6507-1	久 我 隆 之	58. 5. 27
遠藤内科クリニック	勝田市中央町6-7	遠 藤 一 二	58. 6. 1

(辞 退)

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 日 年 月 日
日立工機健康保険組合 勝田診療所	勝田市武田1060	日 立 工 機 健 康 保 険 組 合	58. 3. 31
塙 医 院	真壁郡協和町大字桑山1707-2	塙 関	〃
稲 敷 病 院	稲敷郡江戸崎町佐倉3354	加 久 信 一	〃
遠 藤 〃	勝田市中央町6-7	遠 藤 一 二	58. 5. 31

## 茨城県告示第971号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則(昭和27年茨城県規則第47号)第3条第1項の規定に基づき、ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等について、次のとおり指定する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 移入禁止区域 鹿児島県指宿郡

2 家畜の種類及び物品

鶏及びニューカッスル病の病原体を広げるおそれのあるもの

3 移入禁止期間 告示の日から当分の間

4 そ の 他

車輛等に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第972号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定に基づき、ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等について、次のとおり指定する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 移入禁止区域 兵庫県朝来郡

2 家畜の種類及び物品

鶏及びニューカッスル病の病原体を広げるおそれのあるもの

3 移入禁止期間 告示の日から当分の間

4 そ の 他

車輛等に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第973号

昭和58年5月19日付け茨城県告示第804号（栃木県栃木市からの豚等の移入禁止）による指定は廃止する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第974号

昭和57年12月20日付けで八郷町長岩本佳之から認可申請のあつた大塚地区土地改良事業は、昭和58年6月11日付けで土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したから同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第975号**

昭和58年2月15日付けで認可申請のあつた藤花地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和58年6月27日から昭和58年7月16日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 下妻市役所

**茨城県告示第976号**

昭和58年5月20日付けで認可申請のあつた大谷原地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和58年6月27日から昭和58年7月17日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 七会村役場

**茨城県告示第977号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和58年6月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県道
- 2 路 線 名 下妻停車場線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下妻市下妻字大山2361番6から 下妻市下妻丁114番6まで	旧	最大 <small>メートル</small> 13.70	メートル 560.00	
		最小 8.30		
下妻市下妻字大山2361番6から 下妻市下妻字仲田町丁87番1まで	新	最大 13.70	1,005.00	県道結城下妻線の旧 道445.0メートル編入
		最小 7.90		

茨城県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年6月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸鉾田佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡北浦村大字成田字分谷 20番1地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 17.00	メートル 220.00	
		最小 6.00		
行方郡北浦村大字内宿字小舟津 6番2地先まで	新	最大 17.00	220.00	迂回路設置のための 区域変更
		最小 6.00		
		最大 13.00	243.00	
		最小 6.00		

茨城県告示第979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年6月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田大字線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
久慈郡水府村大字国安字新田 361番1地先から	旧	最大 <sup>メートル</sup> 19.00	2,796.10 <sup>メートル</sup>		
		最小 3.60			
久慈郡水府村大字町田字平出ツ 452番地先まで	新	最大 19.00	2,796.10		道路改良工事による 区域変更
		最小 3.60			
		最大 25.00	2,736.00		
		最小 5.20			

## 茨城県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年6月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城下妻線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要		
下妻市大字半谷字三道地山 649番1から	旧	最大 <sup>メートル</sup> 20.20	3,696.00 <sup>メートル</sup>			
		最小 6.60				
下妻市大字下妻字仲町 丁87番1まで		新	最大 35.00		2,286.00	旧道処理に伴う区域 変更
			最小 12.60			
下妻市大字半谷字三道地山 649番1から	新	最大 35.00	2,286.00			
		最小 12.60				
下妻市大字長塚字天神台 423番3まで	新	最大 35.00	2,286.00			
		最小 12.60				

## 茨城県告示第981号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理方法について、協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県土浦土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類及び河川管理施設の位置



河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置
一級河川桜川	右岸堤防	① 土浦市大字佐野子432番の1地先から 土浦市大字佐野子286番の1地先まで ② 土浦市大字佐野子422番地先から 土浦市大字佐野子432番の1地先まで ③ 土浦市大字下高津三丁目1258番の4地先から 土浦市大字上高津492番地先まで ④ 土浦市大字下高津二丁目1257番の1地先から 土浦市大字富士崎一丁目3962番の1地先まで ⑤ 土浦市大字蓮河原新町4076番の1地先から 土浦市大字蓮河原新町3990番の1地先まで

2 管理を行う者の住所及び氏名

住 所 土浦市下高津1丁目20番35号  
 氏 名 道路管理者 土浦市  
 土浦市長 箱 根 宏

3 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物、その他のもつばら道路の管理上必要な施設又は、工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 管理する兼用範囲及び維持範囲については、別添横断図のとおりとする。
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

4 管理の期間 昭和58年6月20日から道路の存続する日まで

茨城県告示第982号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定に基づき吹上土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和58年6月20日

			茨城県知事	竹 内 藤 男
	職 名	氏 名	住	所
変更後	理 事	小 松 清十郎	日立市久慈町2丁目11番15号	
変更前	理 事	小 松 清十郎	日立市久慈町4丁目2番5号	

## 茨城県告示第983号

八木蒔土地改良区の解散に伴い、次の者が清算人に就任した旨届出があつたので土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年6月20日

茨城県鉾田土地改良事務所長 大 山 光 男

就 任

住 所	氏 名	摘 要
行方郡玉造町大字八木蒔778	郡 司 彦 久	
" " " 265	平 間 辰 夫	
" " " 381	千ヶ崎 治	
" " 大字浜545	川 島 国 男	
" " " 1258	大 湖 功	
" " " 153	中 田 馨	
" " " 597	荒 井 哲 也	

## 公 告

### ●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営武田地区土地改良事業につき計画を定めたので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営武田地区土地改良事業計画書写し

2 縦 覧 期 間 昭和58年6月20日から昭和58年7月11日まで

3 縦 覧 場 所 北浦村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営真崎浦地区排水対策特別事業につき計画を定めたので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営真崎浦地区排水対策特別事業計画書写し

2 縦 覧 期 間 昭和58年6月20日から昭和58年7月11日まで

3 縦 覧 場 所 勝田市役所、東海村役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営高須地区土地改良事業につき計画を定めたので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営高須地区土地改良事業計画書写し

2 縦 覧 期 間 昭和58年 6 月 20 日から昭和58年 7 月 11 日まで

3 縦 覧 場 所 藤代町役場

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行います。

昭和58年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 聴 聞 期 日 昭和58年 6 月 24 日 午前10時30分

2 聴 聞 場 所 東茨城郡大洗町磯浜町字小松原5576—1

字吹上5577, 5578—3

3 聴 聞 事 項 第2種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
旅館への用途変更について

4 申請者住所氏名 東茨城郡大洗町磯浜町字小松原5576

親 松 森 一

5 建築物構造規模 鉄骨造一部木造3階建 用途変更

申請延面積341.249㎡

6 敷 地 面 積 648.97㎡

7 建築物の位置 東茨城郡大洗町磯浜町字小松原5576—1

字吹上5577, 5578—3

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年 6 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市駒馬町字中曾根2957の1, 2957の3, 2956の3, 2960の4

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市大町2丁目1番2号

茨城日産自動車株式会社

代表取締役 加藤 啓進

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市字寺後3943から3946まで、3949、3950の一部、3954の一部、3955の一部、3956、3957、3958の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市字寺後3952

山崎 敏夫

## ●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年6月20日

茨城県知事 竹内 藤男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第237号	58. 6. 9	二宮 寛二	鹿島郡鹿島町平 井字板宮前 1175-23	鹿島郡鹿島町大字平井 字板宮前1175番77, 同 番78	メートル 4.00	メートル 21.83
		一村 修	" " 宮 中5281-8 箕輪住宅2-2			
" 第238号	"	黒沢 昭一	" " 大 字清水991-1	" 大野村小山字砂 山1126番1	4.00	29.35
" 第239号	"	"	" " " "	" " " 1126番16	4.00	22.00

## ●一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中、次の物件を保管したから、返還請求権を有するものは申し出て下さい。

昭和58年6月20日

茨城県中央児童相談所長 多田 貢

1 申出の期間 昭和58年6月20日から昭和58年12月19日まで

2 申出の場所 茨城県中央児童相談所

水戸市三の丸1-3-17 電話水戸局 21-4992

3 保 管 物

物件名	種類・形状	数 量	経 過
現 金	38,080円		昭和58年6月1日水戸署通告 昭和58年4月13日午後5時頃水戸市双葉台・常陽銀行西側公園にて自転車前カゴよりキャップライト（ダイワ製オレンジ色）とともに窃取した現金の残金

**正 誤**

●昭和58年2月24日付け茨城県報号外第39号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から2	茨城県公立学校通学区域	茨城県公立高等学校通学区域



★ 県政の総覧 ( ) 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所